

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 11 日

愛知県知事 大 村 秀 章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
西尾市一色町中外沢中大割 81 番	田	773	伊藤 弘和
西尾市一色町池田宮前 70 番	田	399	杉崎 誠
西尾市一色町大塚稲葉 57 番 1	田	604	都築 重男
西尾市吉良町友国梶洗前 19 番	田	1,017	近藤 きく
西尾市吉良町中野梶洗 6 番	畑	485	近藤 きく
西尾市吉良町中野折地 11 番	田	1,669	近藤 きく
計 6 筆		4,947	

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 7 年 8 月 1 日	10 年	5,000 円/10a・年

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(名 称) 公益財団法人 愛知県農業振興基金
 (代表者氏名) 理事長 仲井 靖
 (所 在 地) 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号

4 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局西尾支局に補償金を供託してください。

5 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局西尾支局において、補償金の還付を受けることができる。